



6次産業化・地産地消メールマガジン

令和8年7月7日発行 第326号



改正食育基本法及び第5次食育推進基本計画等に係る説明会のご案内

この令和8年5月に食育基本法が約20年ぶりに改正されました。また、6月24日には改正食育基本法を踏まえた第5次食育推進基本計画が決定されました。

法改正の背景や内容、また第5次食育推進基本計画やその具体的な取組について紹介し、多様な関係者等が連携・協働した新たな食育の展開を図っていくことを目的として、関係団体及び一般の方向けの説明会を開催します。

今回決定した第5次食育推進基本計画では、地産地消関係の内容として、「第3 食育の総合的な促進に関する事項」のうち「5.生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等」において、都市と農山漁村の共生・交流の促進や、地産地消の推進等に触れられています。

地産地消に取り組む方におかれましては、ぜひ参加をご検討ください。

■開催日時

第1回目：7月15日(水) 14:00～

第2回目：7月30日(木) 14:00～

※いずれの日程も同一の説明内容です。全体で約110分程度を想定しています。

■開催方法

オンライン開催(Microsoft Teamsを使用)

■参加申し込み方法

参加に当たっては、事前に申込みフォームからお申し込みください。
ご登録いただいたメールアドレス宛てに、会議URLをお送りします。

申込みフォームはこちらのホームページに掲載しています↓

<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/setumeikai.html>

※電話及びFAXでの申込みはお受けしておりません。

※複数回お申し込みの場合も、それぞれ申込みフォームにご記入ください。

■参加申し込み〆切

第1回目：7月14日(火)12:00

第2回目：7月29日(水)12:00

※〆切以前に定員(各回1,000名)に達した場合は、受付を終了します。

■その他

・資料は、説明会当日までに下記のホームページに掲載します。

<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/setumeikai.html>

・改正食育基本法及び第5次食育推進基本計画はこちら↓
<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kannrennhou.html>

☆☆問い合わせ先

農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課
代表:03-3502-8111(内線4578)
ダイヤルイン:03-6744-2125

=====

最後までお読みいただきありがとうございました。
多くの皆様のご参加をお待ちしております。

◇メルマガの配信登録・解除はこちら

<https://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>

◇農林水産省では、これまでの6次産業化を発展させた
「地域資源活用価値創出対策」の取組を支援しています。
詳しくはこちら(農林水産省HP)

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/index.html>

【発行元】**

農林水産省 農村振興局 農村政策部
都市農村交流課
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
代表:03-3502-8111(内線:5446)